

処分した違反者の公表について

営業施設に対する行政処分

静岡県が食品衛生法に違反した者について、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条の規定により、次のとおり公表します。

処分年月日	施設名称	営業者氏名	行政処分等を行った理由	業種	施設所在地等	適用条項	行政処分の内容
令和7年5月17日	SANREMO SOLARE	株式会社スパ・マリーナ熱海 代表取締役 鶴澤 精一	食中毒発生	飲食店営業（食堂）	熱海市下多賀 字小山541-24	食品衛生法第55条※	営業禁止

※食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた場合における食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）

食品衛生法第63条の規定について

厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生法上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生法上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

違反食品に係る行政処分等

静岡県が食品衛生法に違反した者について、食品衛生法第69条の規定により、次のとおり公表します。

処分年月日	違反食品名	違反食品製造者等	違反内容	違反食品製造施設等所在地	適用条項	行政処分の内容
該当する情報はありません						

食品衛生法第69条の規定について

厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生法上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生法上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

公表内容については、原則公表日から1か月経過後に削除しています。